

# 工場立地法の概要

参考資料

## 【法の趣旨】

＜平成24年4月以降は赤字の運用となります。＞

工場立地が、環境保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施、工場立地に関する準則を公表し、これらに基づく勧告、命令等を行い、これらを通じて国民経済の健全な発展と国民の福祉に寄与することを目的とする。

## 【規制の対象となる工場】

- ◆業種： 製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力、地熱発電所は除く）
- ◆規模： 敷地面積 9,000㎡以上 又は 建築面積 3,000㎡以上

## 【現行の主な規制内容】

- ◆敷地に占める『生産施設』の面積割合の上限を定める

→業種により30%～65%に分類（裏面参照）

- ◆敷地に占める『緑地』及び『環境施設』の面積割合の下限を定める

→敷地面積のうち、緑地と環境施設をあわせて25%以上を整備する

→うち20%以上を緑地とし、残りは緑地又は環境施設とする。

○都道府県・政令指定都市（※平成24年4月以降はすべての市）が、国の準則に代わる地域準則（条例）を定めることができる。

○市町村においては、企業立地促進法の特例により、国の準則や地域準則に代えて市町村準則（条例）を定めることができる。

※各面積割合については、生産施設、緑地、環境施設それぞれの面積の工場敷地面積に対する割合をいう。

## 【届出先】

＜平成24年3月までは・・・＞

○工場立地法に係る届出は、特定工場が立地している都道府県又は政令市の窓口。

○特定工場が、都道府県の条例により届出事務が移譲された市町村に立地する場合、及び企業立地促進法に基づく市町村条例の対象地域に立地している場合には市町村の窓口。

＜平成24年4月からは・・・＞

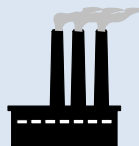
○工場立地法に係る届出は、特定工場が市の区域に立地している場合には市の窓口。町村の区域に立地している場合には、都道府県の窓口（都道府県条例により、町村に移譲している場合はその町村の窓口。）。

○企業立地促進法に基づく市町村条例の対象地域に立地している場合には市町村の窓口。

# 『生産施設』『緑地』『環境施設』について

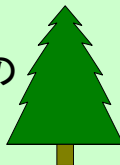
## 『生産施設』とは

製造業における物品の製造工程等を形成する装置が設置される建築物 など



## 『緑地』とは

- ・樹木が生育する土地で周辺的生活環境の保持に寄与するもの
- ・低木や芝等で表面が被われている土地（屋上を含む） など



## 『環境施設』とは

周辺地域的生活環境の保持に資するもの

- ・緑地
- ・噴水、池などの修景施設
- ・運動場、広場、屋内運動施設
- ・雨水浸透施設
- ・太陽光パネル(生産施設を除く) など



## 敷地面積に対する生産施設の面積の割合

業種名	生産施設面積率(%)
化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業	30
石油精製業	
コークス製造業	
ボイラ・原動機製造業	
製材業・木製品製造業(一般製材業を除く。)	35
造作材・合板・建築用組立材料製造業(繊維板製造業を除く。)	
非鉄金属鋳物製造業	
一般製材業	40
伸鉄業	
窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろろ鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。)	45
農業用機械製造業(農業用器具製造業を除く。)	
繊維機械製造業	
鋼管製造業	50
電気供給業	
でんぷん製造業	55
冷間ロール成型形鋼製造業	
建設機械・鉱山機械製造業	
冷凍機・温湿調整装置製造業	
石油製品・石炭製品製造業(石油精製業及びコークス製造業を除く。)	60
高炉による製鉄業	
その他の製造業	65
ガス供給業	
熱供給業	

※なお、その他の施設(駐車場、事務所、研究所、倉庫等)に関しては、工場立地法における規制はない。